

令和4年度 第2回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和4年5月20日（金） 午後2時30分から午後2時50分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	庄治	郁夫
	3番	吉井	幸弘
	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （副主査）中田 奈緒美
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第5号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【議案第6号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第6号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第7号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件

【報告第8号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第9号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
初めに、今月の委員会も、委員全員の出席で開催します。委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら開催させていただきたい、と考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、8番前田委員と9番大前委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第5号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号について説明いたします。
【議案書朗読】
申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。
- 奥村委員 議案第5号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、相続人により、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第5号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないようですので、議案第5号につきましては、交付することとします。

続きます。議案第6号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明いたします。

【議案書朗読】

生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者が、故障により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

木下委員、お願いします。

木下委員 議案第6号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第6号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第6号につきましては、交付することとします。

議案の審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第6号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きます。報告第7号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第7号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地法施行規則第29条第1号についてご説明します。耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合には、施設の設置面積が200㎡未

満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。参考に、農業用施設には、農業用道路、農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要な不可欠な駐車場やトイレ等が該当します。

添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第8号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第8号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第9号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時50分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)